

## アマメシバの粉末等に係る食品衛生法 第4条の2第2項の適用について

### 1. アマメシバとは

別 名：天芽（あまめ、てんめ）、レジーナス、Katuk、Cekur manis 等  
 学 名：Sauropus androgynus (Linn.) Merr. (S.albicans)  
 科 名：トウダイグサ科  
 原産地：マレーシア、ボルネオ等の東南アジア

- \* 我が国においては、アマメシバの生産量、流通量については、未だ明らかではないが、関係生産団体によると、主として沖縄で生鮮アマメシバが年間300トン生産され、大部分が県外向けに出荷されているとの情報がある。
- \* インターネットを検索すると、ビタミン、ミネラル、食物繊維が豊富に含まれるとして、栄養補助の目的や便秘改善、ダイエット効果等を期待して数種類が販売されている。

### 2. 我が国におけるアマメシバ加工食品による健康被害報告事例等

#### ①報告日 8月4日の事例

製品名	報告自治体	事例の概要		
		年齢・性別	健康被害事例	入院・通院
よこださん家のあまめしば	鹿児島市 1例	40歳代、女性	閉塞性細気管支炎	入院

#### (臨床経過)

- ・ 平成14年12月から平成15年4月まで当該食品を摂取した（1日4回計8gを約130日間）。
- ・ 平成15年2月頃より階段昇降時に息切れ感が出現し、湿性咳嗽も見られ、市販薬を内服するも息切れ感が残存した。3月下旬に近くの医療機関を受診するが、検索するも呼吸困難の明らかな原因が認められず、呼吸困難が徐々に増悪したため、鹿児島大学医学部付属病院に転院した。なお、現在、患者は他の医療機関に入院。
- ・ 本症例について探索していたところ、他に原因が考えられないこと、過去に台湾において生鮮アマメシバをジュースとして継続的に飲用し、大量に摂取したことによる同様な症例があったことから、本製品と本症例の因果関係が疑われた。

②報告日 8月22日の事例

製品名	報告自治体	事例の概要		
		年齢・性別	健康被害事例	入院・通院
久司道夫のあ まめしば	名古屋市 2例	70歳代女性(母) 50歳代女性(娘)	閉塞性細気管支炎	通院

(臨床経過)

- ・ 2001年6月～12月まで、母は300g程度、娘400g程度を摂取した。
- ・ 2002年4月頃に、母娘とも、閉塞性細気管支炎を発症した。
- ・ 当該製品以外に薬物や健康食品は摂取していないこと、家族内発症、同期発症にしていることなどにより、主治医は、「あまめしば」原因であると疑われる旨報告した。

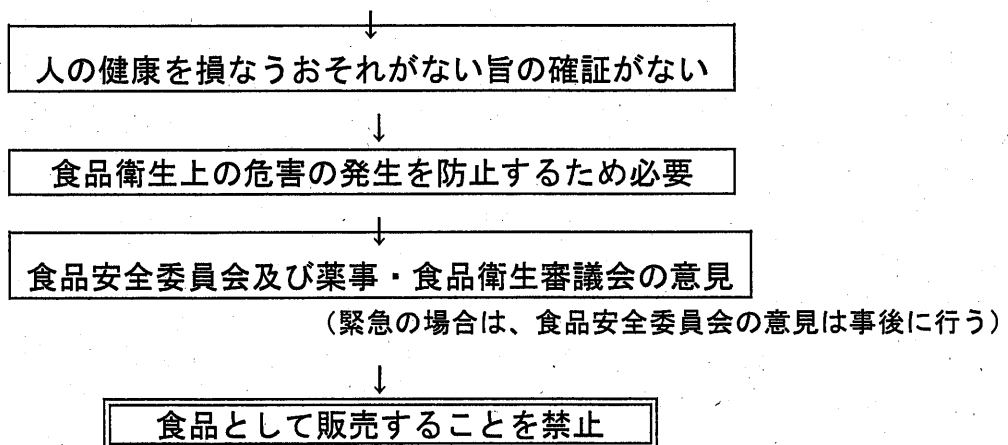
③台湾の事例

台湾における報告をまとめると、1994, 5年から2000年にかけて、生鮮アマメシバのジュースをダイエット目的で摂取した女性等、200～300名に肺障害が発生(うち10名前後死亡)したとされている。

一方、マレーシアでは、一般に加熱調理して食されているが、健康被害の報告は把握されていない。

3. 食品衛生法第4条の2第2項に基づく暫定流通禁止措置

濃縮等した成分を錠剤化、カプセル化する等により、通常の食品の一般的な摂取法とは著しく異なる方法により摂取される食品



※この過程で、食品衛生法第29条の2の2に基づく国民からの意見聴取も行う。  
(緊急の場合は事後に行う)。

- 本年行われた食品衛生法等の一部改正により追加。平成15年8月29日より施行されている。

## 参照条文

### ○食品衛生法(昭和22年法律第233号)(抄)

#### 第4条の2 (略)

2 厚生労働大臣は、一般に食品として飲食に供されている物であつて当該物の通常の方法と著しく異なる方法により飲食に供されているものについて、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その物を食品として販売することを禁止することができる。

#### 3 (略)

4 厚生労働大臣は、前3項の規定による販売の禁止をした場合において、厚生労働省令で定めるところにより、当該禁止に関し利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、当該禁止に係る物又は食品に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該禁止の全部又は一部を解除するものとする。

5 厚生労働大臣は、第1項から第3項までの規定による販売の禁止をしたとき、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしたときは、官報で告示するものとする。

第29条の2の2 厚生労働大臣は、・・・、第4条の2第1項から第3項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第4項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき・・・は、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

#### 2 (略)

3 厚生労働大臣は、第1項ただし書の場合においては、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。

### ○食品安全基本法(平成15年法律第48号)(抄)

(委員会の意見の聴取)

第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第11条第1項第1号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第3号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一 食品衛生法・・・同法第4条の2第1項から第3項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第4項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、・・・。

二～十四 (略)

2, 3 (略)